1. 短期入所生活援助 (ショートステイ) 事業

年齢区分	日額単価		負	担	区	分	
		生活保護世帯		市民税非課税世帯		その他の世帯	
		利用者 負担額	補助 基準額	利用者 負担額	補助 基準額	利用者 負担額	補助 基準額
2 歳	円	円	円	円	円	円	円
未満児	10,700	0	10,700	1,100	9,600	5,350	5,350
2 歳 以上児	5,500	0	5,500	1,000	4,500	2,750	2,750
緊 急 一 時 保護の母親	1,500	0	1,500	300	1,200	750	750

*母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のない 女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯 については、市町村民税非課税世帯に該当する場合、徴収金を免除すること ができる。

2. 夜間養護 (トワイライトステイ) 等事業

事業別					負	担	区	分	
		日額単価	生活保護世帯		市民税非課税世帯		その他の世帯		
			利用者 負担額	補助 基準額	利用者 負担額	補助 基準額	利用者 負担額	補助 基準額	
	нн	基本	円	円	円	円	円	円	円
夜養	間護	分	1,500	0	1,500	300	1,200	750	750
事	業	宿泊	1,500	0	1,500	300	1,200	750	750
休か	日 り	預 事 業	2,700	0	2,700	350	2,350	1,350	1,350

*母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のない 女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯 については、市町村民税非課税世帯に該当する場合、徴収金を免除すること ができる。